

「石油コンビナート等防災体制検討会（第1回）」
議事要旨（案）

1 開催日時

平成25年7月30日（火） 14時00分から16時00分

2 開催場所

東京都千代田区九段南2丁目1番5号
三番町共用会議所 本館2階 大会議室

3 出席者

小林委員（座長）、佐藤（慎）委員（座長代理）、阿部委員、石井委員、市川委員、
伊藤委員、岩岡委員、緒方委員、加藤委員、佐藤（康）委員、白木委員、
高橋委員、土井委員、森委員、吉田（篤）委員、吉田（一）委員
*塚目委員（欠席）、村上委員（欠席）

4 配付資料

- 資料1 石油コンビナート等防災体制検討会委員名簿
- 資料2 石油コンビナート等防災体制検討会開催要綱（案）
- 資料3 石油コンビナート等の防災対策、最近の動向等について
- 資料4 主な検討課題について（案）
- 資料5 最近の石油コンビナートにおける事故
- 資料6 自衛防災組織等のための防災活動の手引の見直しについて
- 資料7 検討の進み方及びスケジュールについて（案）

参考資料1 通知

参考資料2 防災規程に関する法令

参考資料3 大容量泡放射システムの運用に関する調査報告書

5 議事

開催要綱が確認された後、小林委員が座長に選任された。また、座長の指名により佐藤（慎）委員が座長代理に選任された。

議事概要は以下のとおり。

(1) 石油コンビナート等の防災対策、最近の動向について

資料3により事務局から説明が行われた。

(2) 主な検討課題について

資料4、5及び6により事務局から説明が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。

【座長】 通常時に発生した石油コンビナート事故の場合と大規模地震と同時に発生した石油コンビナート事故の場合をどのように整理して検討するのか。

→【事務局】 大規模な地震が発生すれば、道府県に災害対策本部が設置され、その中の一つの組織として石油コンビナート等防災本部が機能していく。そこに対して、消防庁は情報提供、情報共有をしていくのは、一般的な今までのやり方である。昨年の石油コンビナート事故を見ると、影響範囲が大きく考慮しなくてはいけない事故であったと認識している。

石油コンビナート等防災本部が周辺にも影響が及ぶ場合には、関係機関との情報伝達、連絡調整ができるように検討したいと考えている。それができることにより更に大きな災害が発生した時にも活用できると思う。このような部分に焦点を置き、防災本部の機能について、より効果的に関係機関との連携について検討したいと考えている。

【委員】 災害と事故の用語の使い分けはどうなっているのか。

→【事務局】 石油コンビナート等災害防止法第2条に「災害」が定義されており、「災害」は、火事、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害となっており、災害という概念の中に事故と自然災害があるとなっている。

→【委員】 資料5のような事故の場合は、石油コンビナート等防災本部が設置されているのか。

→【事務局】 現地本部長が、必要があると判断すれば、設置される。

【座長】 石油コンビナート等防災本部は、常設となっている。大規模災害が発生した時に、招集すると規定されていないようである。大規模災害時は現地本部を設置すると規定されているが、その部分はどのようにしたいと考えているのか。

→【事務局】 法律上は、石油コンビナート等防災本部は常設となっている。招集するとは規定されていない。石油コンビナート等防災本部は関係機関との連携があり、機能としてはあるが、影響がある関係部局との連携の不具合が見受けられる。

昨年沖縄県で発生した浮屋根沈降事故は、多角的な情報伝達、連絡調整が必要であったのかかわらず、石油コンビナート等防災本部の機能が発揮できていなかったと認識しており、検討の背景の引き金となっている。

また、大容量泡放射システムを設置しており、事業者の義務でもあるが、そのようなことを含めて、連絡調整も求められるのではないかと考えている。

→【委員】 神奈川県石油コンビナート等防災本部では、例えば石油コンビナート等防災計画を見直す場合には、集まっている。近年大きな事故が発生した場合に、関係機関が集まって、情報交換をしたことはない。東日本大震災時に情報が錯綜し、反省点を残したため、現在初動対応マニュアルを策定した。大きな災害や事故が発生した場合に備え、情報伝達や連絡調整を含めて、訓練していかなければ、機能しにくいのではないかと。

→【委員】 和歌山県でも、近年大きな事故は発生しておらず、石油コンビナート等防災本部の活動が石油コンビナート等防災計画を見直すことが主要な業務になっており、見直しの内容も時点修正である。特に和歌山県の場合、南海トラフの巨大地震に対する対応というのが近々な課題であり、災害対策本部の機能とともに石油コンビナート等防災本部の機能の両方が求められており、どのようにマッチングさせることが課題である。

近年、大きな事故が発生していないことから、適切な対応ができるか危惧をしているところである。

→【委員】 石油コンビナート等防災本部は、常設の機関であるが、平時は石油コンビナート等防災計画の作成や見直し、また、計画に則り、災害想定の実施を実施している。千葉県の反省であるが、東日本大震災を受けて消防部局との連携だけではなく、市町村の防災部局との連携を通じて、市町村の他の部局と連携し、重層的な図っていかねばならないと考えている。そのような連携を通じて、広報等を充実したいと考えているが、災害はいろいろなケースがあるので、意見交換をしながら、少しずつ作り上げていこうとしている。

一事業所の中での事故と大規模地震時の事故とでは、石油コンビナート等防災本部の役割は大きく変わってくると思われるので、今後市町村との意見調整をしていかなければならないと思われる。

【座長】 石油コンビナート等防災本部では、大きな災害が発生するまで、どのような運用をしていたのか。また大きな事故を受けて、現在どういうふうになっているのか。

→【委員】 和歌山県では、近年大きな事故は起きていないのだが、関係部局とどのように連携を取るかが、県として取り組むべきところなので、大きな事故を経験している他県等の情報を共有し、反映したい。

【座長】 山口県では、災害発生時に事業所に連絡調整室を作っているようである。それは、道府県には石油コンビナート等防災本部があり、災害発生場所には現場対策本部があるのかかわらず、災害発生場所に連絡調整室を設置したのはなぜか。

→【事務局】 事例を確認した後に、回答させて頂く。

→【委員】 市町村は、現場対策本部を設置しなければならないが、現状として設置されていないことが多い。道府県の石油コンビナート等防災本部のあり方と同様に、市町村の現場対策本部のあり方も検討していく必要があると思われる。

【委員】 資料3 事故発生件数の推移とおり事故件数が平成5年の件数を底に増えてきているのはなぜか。

→【事務局】 事故件数の増加傾向については、危険物施設のみ事故件数でも同様な傾向であり、施設の老朽化や技術伝承が上手にされていない状況も件数の増加の一因ではないかと思われる。

→【委員】 事業者のコンプライアンス意識の高まりも一因ではないかと思われる。件数だけではなく、事故の大小を分析すると、おそらく程度の小さいものの件数が増えてきていることにより、全体として件数が増えていると思われる。

【委員】 南海トラフ大地震等の新たな津波被害想定が出ている。コンビナート施設の被害想定をどのような想定をしているのか。

→【委員】 和歌山県では県独自の津波被害を想定しており、想定の一部は、発表している。コンビナート施設の津波被害想定は検討中である。

→【事務局】 東日本大震災時は、比較的津波被害は少なく、現状の基準でほぼ満足していたと思われるが、昨年の検討において、今後の想定を上回る場合については、具体的な想定が発表されていないが、ある程度まで許容できる報告されており、応急対策等の被害を拡大防止する対策を重視していきたいと考えている。

それ以上の津波災害で、住宅地区を含めて大きな被害を被災する想定では、コンビナート施設だけをさらに検討するものではないと考えている。

→【座長】 東日本大震災時に鹿島地区石油コンビナート地区において大きな被害が出ているが、特別防災区域を越えて大きな被害を及ぼしていないと報告されているので、後日紹介して頂きたい。

→【事務局】 平成23年12月に調査結果が報告されているので、後日報告します。

【座長】 自衛防災組織等の防災活動の手引きの見直しについて、意見を伺いたい。

→【委員】 消防本部として、当該手引きは消防活動する上でも、参考になるものであり、川崎消防局で採用している情報提供者制度や日本触媒での事故を教訓にし、兵庫県石油コンビナート等防災計画に規定された情報提供制度があり、四日市市でもコンビナート区域事業所と一緒に検討していることから、充実して頂きたい。

→【委員】 川崎市消防局では、消防機関への情報提供として消防技術説明者制度を取り

入れており、災害発生時の災害情報を入手した上で、消防活動を実施することとしている。また、自衛防災組織及び共同防災組織と管轄消防署の合同訓練を月に1回以上実施している。

→【委員】 北九州市消防局では、事業所からの情報収集については重要視しており、通報についても早期の通報を指導しているところである。そういった面からも防災活動の手引きも大変参考になると思われる。また、資料6の改正のポイントにあるように、最近の事故事例や東日本大震災の事故事例新たな視点での見直しをすることで消防機関にとっても大変有効である。

【委員】 例えば火災、爆発事故であれば、周辺住民はなにがあったのかすぐわかるが、沖縄の事故事例では、周辺住民は、最初になにが発生しているのかわからなかったと思われる。広報車等だけ使用するのではなく、マスコミ等の報道機関を活用して、正確な情報を早く流すのも一つの手段ではないか。

また、防災活動の手引きについては、現在インターネット等のインフラが整備されているので、連絡調整や情報収集の手段として取り入れてもいいのではないか。

【委員】 自衛防災組織は、災害時消防機関の指揮下に入るのではなく、共同して、消防活動を実施するものであることから、修正する必要があるのではないか。

【委員】 事業所内の配置等を消防機関に確認してもらう等、平常時から事業者側から情報発信は大切であると思うので、防災活動の手引きに反映して頂きたいと思う。

【委員】 管轄消防本部との大容量泡放射システムの運用訓練や合同訓練についても防災活動の手引きに反映して頂きたい。

【委員】 現在の自衛防災組織の防災活動の手引きには昭和58年、59年当時から指摘されている事例、例えば通報体制等、現在も同様な事例があることから、新しいことを盛り込むことも大切ではあるが、過去に指摘されていることがまた指摘されていないようなシステム作りをして頂きたい。

【委員】 自衛防災組織を立ち上げるような災害を全ての事業所が経験しているわけではないので、平常時からの教育訓練でも生かせるような事故事例を盛り込んだ手引きを作成して頂きたい。

【委員】 災害発生時に当該事業所は現地指揮本部に災害情報等を報告し、また同様の情報を各行政機関に報告することとなっている。報告する機関が多岐に渡っていることから、現地指揮本部に情報を流せば、各行政機関に情報が行き渡るような連絡体制ができれば、事業者は報告しやすくなると思う。このような災害発生時の現地連絡調整室を山口県が設置しているので、このような仕組みを作って頂きたい。

【委員】 事業者側としては、防災本部の実態がわかりづらいこともあるため、過去の防

災本部の実例等を紹介して頂ければ、意見も出しやすいので紹介して頂きたい。
防災活動の手引きについては、より具体的なものでなければ使えないと思われる
ので、細かな問題点も抽出して頂きたい。

(3) 検討の進め方及び検討スケジュールについて

資料7により事務局から説明が行われた。

(4) その他

【事務局】 次回の日程については、後日調整させて頂きたい。

以上